

解体工事業者の登録について

1 登録が必要な場合

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）に基づき、解体工事業を営む場合は、元請・下請の別に関わらず、都道府県知事による登録を受ける必要があります。

注意

- ① 営業所の有無に関わらず、解体工事を行う都道府県ごとに登録が必要です。
- ② 自ら解体工事を施工しない場合でも、解体を伴う工事を請け負う場合は登録が必要です。
- ③ 建設業法における、「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」のいずれかの許可がある場合は、登録の必要はありません。
※ 建設業法改正に伴う解体工事業の経過措置は終了しました。令和元年6月1日以降は、「とび・土工工事業」の許可では解体工事は施工できません。解体工事業の登録又は許可が必要です。
- ④ 1件当たり500万円以上の解体工事を行う場合は、必ず建設業の許可が必要です。

2 登録の要件

解体工事業の登録をするには、次の2つの要件を満たしていなければなりません。

(1) 不適格要件に該当しないこと。

- ① 解体工事業の登録を取り消された日から2年を経過しない者
- ② 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分の日の前30日以内に役員^{注)}であり、かつその処分の日から2年を経過しない者
- ③ 解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- ④ 建設リサイクル法又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑥ 解体工事業者が未成年で、その法定代理人が上記①から⑤のいずれかに該当するとき。
- ⑦ 解体工事業者が法人^{注)}で、役員の中に上記①から⑤のいずれかに該当する者がいるとき。
- ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注)「役員」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

注意

上記のほか、登録申請書等に虚偽の記載があった場合や、重要な事実の記載がなかった場合も登録が拒否されますので注意してください。

(2) 技術管理者を設置していること。

【技術者管理者の要件】

① 次のいずれかに該当する者
A) 大学又は高等専門学校で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関する2年以上の実務経験を有する者
B) 高等学校又は中等教育学校 ^{注2)} で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関する4年以上の実務経験を有する者
C) 解体工事に関する8年以上の実務経験を有する者
② 次のいずれかの資格を有する者
A) 1級建設機械施工技士
B) 2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る。）
C) 1級土木施工管理技士
D) 2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
E) 1級建築施工管理技士
F) 2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る。）
G) 1級建築士又は2級建築士
H) 1級のとび又はとび工の技能検定に合格した者
I) 2級のとび又はとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関する1年以上の実務経験を有する者
J) 技術士（2次試験のうち建設部門に合格した者に限る。）
③ 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は登録した講習 ^{注3)} を受講した者
A) 大学又は高等専門学校で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関する1年以上の実務経験を有する者
B) 高等学校又は中等教育学校 ^{注2)} で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、解体工事に関する3年以上の実務経験を有する者
C) 解体工事に関する7年以上の実務経験を有する者
④ 国土交通大臣の登録を受けた試験 ^{注4)} に合格した者
⑤ 国土交通大臣が上記①から④と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

注1)「土木工学科等」とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む。）、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学に関する学科をいう。

注2)「中等教育学校」とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

注3)「国土交通大臣が登録した講習」とは、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習会が該当する。

注4)「国土交通大臣の登録を受けた試験」とは、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技士の試験が該当する。

3 登録有効期間

5年

※ 期間の満了する日の30日前までに更新の手続が必要です。

※ 未更新の場合は登録抹消となり、再度の新規登録が必要です。

4 登録に必要な書類（新規・更新）

(1) 解体工事業登録申請書（別記様式第1号）

(2) 誓約書（別記様式第2号）

(3) 登録申請者の調書（別記様式第4号）

（法人の場合）

→法人の調書及び法人の役員^注全員の調書

（個人事業主の場合）

→申請者本人の調書

（法定代理人の場合）

→申請者本人の調書のほかに、法定代理人の調書

（法定代理人が法人の場合）

→申請者本人の調書のほかに、法定代理人（法人）の調書及び法人の役員^注全員の調書

(4) 技術管理者の資格等を証明する書類

① 技術管理者の住民票抄本

② 技術管理者要件を満たすことの証明書類

→資格証等の写し、卒業証書の写し、実務経験証明書（別記様式第3号）等

(5) 登録申請者の身分等を証明する書類

（法人の場合）

→登記事項証明書（登記簿謄本）及び法人の役員^注全員の住民票抄本

（個人事業主の場合）

→申請者本人の住民票抄本

（法定代理人の場合）

→申請者本人の住民票抄本のほかに、法定代理人を証する書面及び法定代理人の住民票抄本

（法定代理人が法人の場合）

→申請者本人の住民票抄本のほかに、法定代理人を証する書面、法定代理人（法人）の登記事項証明書（登記簿謄本）及び法人の役員^注全員の住民票抄本

注)「役員」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

メモ

① 住民票抄本及び登記事項証明書（登記簿謄本）は、申請日の前3か月以内に発行されたものを提出してください。

② 住基ネットワークシステムによる検索を希望する場合、住民票抄本は省略できます。

※ ①、②は変更の届出においても同様です。

5 登録申請手数料

徳島県収入証紙を申請書正本に貼付又は徳島県電子申請サービスを用いて電子納付してください。

※令和8年4月1日から手数料を電子納付できるようになりました。

※電子納付する場合は、HP掲載のURLから申請し、審査側の納付指示後に納付してください。

新規 33,000円

更新 26,000円

6 登録申請書の提出先

(1) 県内業者の場合

営業所の所在地を管轄する各県土整備事務所

※ 鳴門、松茂町、板野町が所在地の場合は、徳島県土整備事務所鳴門支所、那賀町が所在地の場合は阿南県土整備事務所那賀支所

(2) 県外業者の場合

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部建設管理課（審査担当）

7 変更の届出

登録内容に変更が生じた場合は、変更があった日から30日以内に「解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号）」を提出してください。

【添付書類】

変更事項	添付書類
商号、名称又は氏名及び住所	(法人の場合) → 登記事項証明書（登記簿謄本） (個人事業主の場合) → 住民票抄本
営業所の名称及び所在地	登記事項証明書（登記簿謄本）
法人の役員	・ 誓約書（別記様式第2号） ・ 調書（別記様式第4号、新任者のみ） ・ 登記事項証明書（登記簿謄本） ・ 住民票抄本（新任者のみ）
技術管理者	・ 技術管理者の住民票抄本 ・ 技術管理者要件を満たすことの証明書類
法定代理人 (申請者が未成年者の場合)	・ 誓約書（別記様式第2号） ・ 調書（別記様式第4号、新任者のみ） ※ 法定代理人が法人の場合は、法人及び法人の役員全員のもの ・ 法定代理人を証する書面 ・ 住民票抄本（新任者のみ） ※ 法定代理人が法人の場合は役員全員のもの ・ 登記事項証明書（登記簿謄本、法定代理人が法人の場合）

合のみ)

8 廃業の届出

解体工事業の登録を受けた者が、次のいずれかの事項に該当した場合は、30日以内に「解体工事業者廃業届出書」を提出してください。

事 項	届 出 義 務 者
死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	消滅した解体工事業者を代表する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。この表において同じ。）
法人が破産手続開始決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併・破産以外の理由により解散した場合	清算人
解体工事業を廃止した場合	・解体工事業者であった個人 ・解体工事業者であった法人を代表する役員

9 抹消の届出

解体工事業の登録を受けた者が、「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」のいずれかの建設業許可を受けた場合は、登録不要となりますので、「建設業許可取得による解体工事業登録抹消届」を提出してください。

10 標識等

営業所及び解体工事の現場ごとに標識（別記様式第7号）を掲げなければなりません。また、請け負った解体工事1件ごとに帳簿（別記様式第8号）を作成し、営業所に備えておかなければなりません。この帳簿には解体工事の請負契約書等を添付し、該当する事業年度の終了後5年間保存する必要があります。